

静岡市民文化会館再整備事業計画概要書

令和4年3月

静岡市観光交流文化局

目次

I. 事業概要

1. 事業名称
2. 事業経緯及び概要
3. 事業内容
4. 事業予定地
5. 事業目標
6. 整備スケジュール

II. 設計条件

1. 敷地概要
2. 関係法令
3. 敷地図

III. 敷地利用計画

IV. 建築条件

1. 現在の施設概要
2. 改修条件

V. 現計画資料等の提供

VI. 目標整備費

VII. その他

本概要書は、静岡市民文化会館大規模改修・耐震補強工事基本設計公募型プロポーザルのために、敷地概要、改修内容等の要点をまとめたものである。プロポーザルの応募にあたっては、「静岡市民文化会館再整備基本構想・基本計画（令和4年1月）」を参照し、新たな市民文化会館の基本理念、再整備により備えるべき機能、価値、解決すべき課題、果たすべき役割等を踏まえた上で、業務の実施方針、技術提案書等を作成すること。

I. 事業概要

1. 事業名称

静岡市民文化会館再整備事業

2. 事業経緯及び概要

本市は、平成 27 年 3 月に「世界に輝く静岡」の実現をまちづくりの目標とした「第 3 次静岡市総合計画」を策定した。平成 31 年 4 月からは、後期実施計画に基づく施策に取り組んでおり、本施設の再整備を 5 大構想のひとつである「「まちは劇場」の推進」に位置づけている。

「「まちは劇場」の推進」は、本市に根付いた大道芸や演劇、音楽などの文化芸術の持つ創造性を活かし、市民の文化芸術への気軽な参加や活動を通じたシビックプライドの醸成を促すとともに、しずおか文化を活用したシティプロモーションを推進し、コンパクトな市街地において交流人口を増やして地域経済への波及効果の最大化を図っている。

本施設は、静岡都心地区である駿府城公園周辺地区に立地し、立地の優位性と席数の多さ、施設の使い勝手の良さから高い稼働率を誇り、本市の文化芸術の拠点として親しまれてきた。しかし、開館から 43 年が経過し、施設及び設備の老朽化、耐震性能の一部不足、特定天井対策、バリアフリーへの未対応など、すべての利用者が安全・安心に利用するためのサービス水準の確保や、「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」（以下、「劇場法」という。）に位置づけられている「新しい広場」として日常的に人々が訪れる施設としての機能付加が求められており、再整備が必要となっている。

そこで、令和 2 年 3 月に「静岡市民文化会館再整備方針」を策定し、再整備方針を、機能回復や安全・安心、ホール機能の向上に加えてより使いやすく、創造活動に寄与する劇場づくりを目指す「創造的改修」と定めた。この方針を基に、令和 4 年 1 月に「静岡市民文化会館再整備基本構想・基本計画」を策定し、新たな本施設の基本理念を「劇場が日常になる、日常が劇場になる～文化芸術を楽しみ、新しい世界と出会い、人と分かち合う場となる～」と定め、今まで果たしてきた、市民が文化芸術に触れる場としての役割を発揮しつつ、劇場法の示す「劇場」を目指すこととした。

改修により新しく生まれ変わる本施設は、使い勝手の良い施設としての評価を継承・向上するための高機能かつ安全・安心な施設・設備の整備だけでなく、市民の日常の練習、文化芸術作品の創作や発表等の創造活動ができる機能を設け、日常的に通いたくなる空間や事業を通じ、劇場法で示される「新しい広場」として、いつも地域住民や来街者が訪れ、自然とコミュニケーションが生まれる場、「わくわくドキドキ」するような文化芸術との出会い、人との出会いの場となることを目指している。こうした出会いを周辺エリアに広げ、中心市街地が「歩きたくなるまち」となるために、まちに開かれた魅力的な空間を再整備により創出する。

再整備にあたっては、広場の大幅なリニューアル、大ホールホワイエ増築による居心地の良いロビー空間整備、駿府城公園や商店街からのアプローチの改善により、周辺エリアの回遊性と滞在性を向上させ、「通り抜けたくなる」「歩いて訪れたくなる」「時間を過ごしたくなる」魅力的なつくりとし、より多くの人々が気軽に訪れ、楽しめる空間（サードプレイス）となることを目指す。また、駿府城公園周辺エリアのまちづくりと連携し、歴史的な景観との調和とともに先進性も感じられる「ユニークベニュー」となるような個性ある空間、意匠とする。

3. 事業内容

静岡市民文化会館の改修設計業務及び工事

4. 事業予定地

静岡市葵区駿府町2番90号（「案内図」（別紙1）参照）

5. 事業目標

「静岡市民文化会館再整備方針」「静岡市民文化会館再整備基本構想・基本計画」を踏まえた施設整備

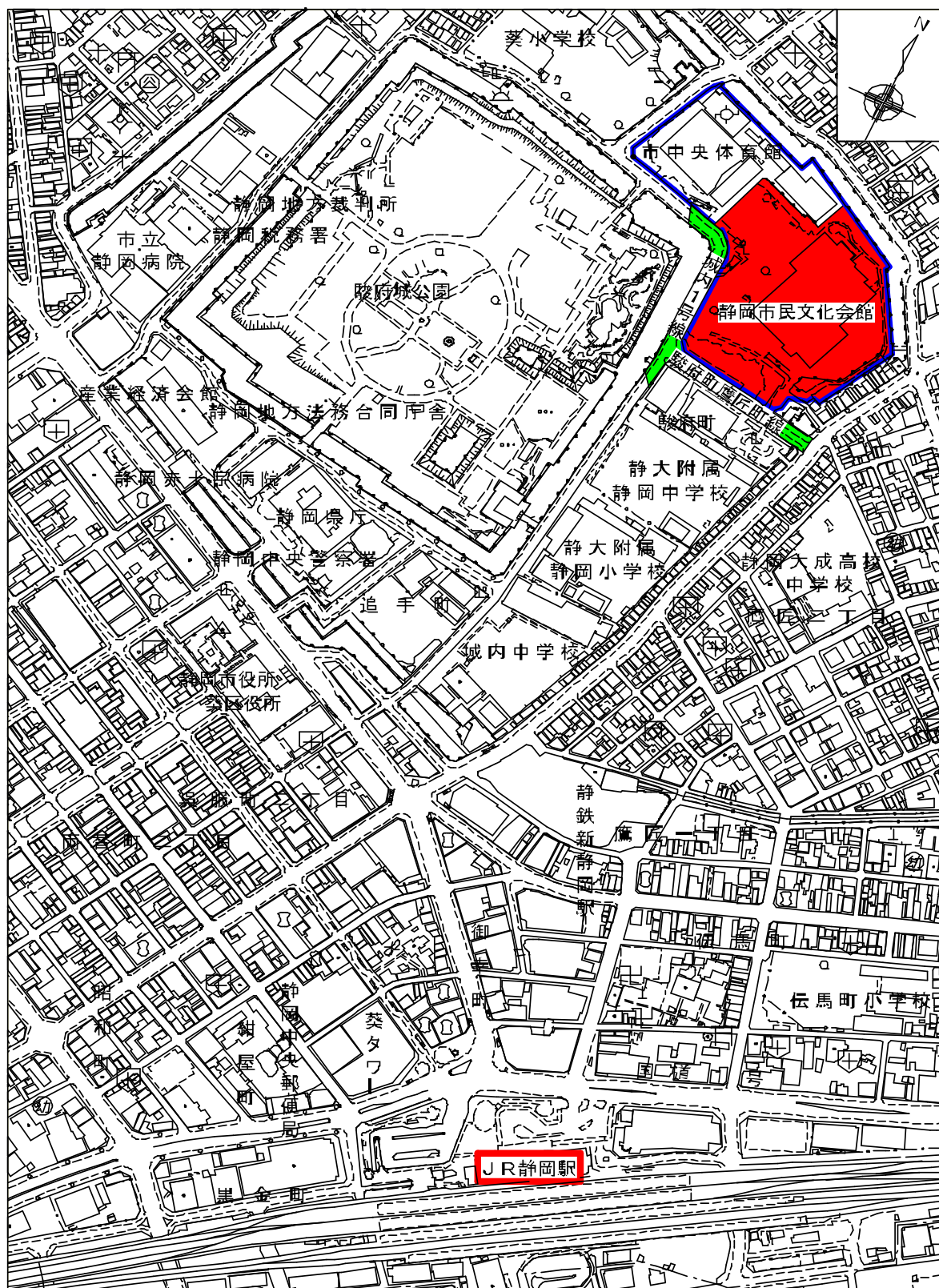
6. 整備スケジュール

令和元年度 静岡市民文化会館再整備方針（策定済）
令和3年度 静岡市民文化会館再整備基本構想・基本計画（策定済）
令和4～5年度 **静岡市民文化会館大規模改修・耐震補強工事基本設計（委託）**
令和6年度～ 改修工事実施設計及び工事（PFI事業）
令和8年度末～ 供用開始（部分開館の後、全面開館）（PFI事業）

II. 設計条件

1. 敷地概要

所在地	静岡市葵区駿府町2番90号
敷地面積	52,111.83 m ² （内、再整備対象：36,084 m ² ）
区域区分	市街化区域
用途地域	第二種住居地域
建蔽率	60%
容積率	200%
防火・準防火地域	準防火地域
高度地区	最高限3種（19m）（最高高さ19m、北側斜線制限10m+1:1.25）
文化財保護法	埋蔵文化財包蔵地「駿府城跡・駿府城内遺跡」該当
風致地区	第2種風致地区（城内） 高さ：15m以下 建蔽率：40%以下 道路からの後退距離：2m以上 隣地からの後退距離：1m以上 地盤面高低差：9m以下 緑地率：30%以上
日影制限	地盤面からの高さ4m 10m以内：4h 10m超：2.5h
景観・緑化	重点地区景観計画「駿府城公園周辺地区」 敷地面積の15%以上の緑化に努める
道路	南側：市道・幅員16.5m・幅員17.5m 西側：市道・幅員17.9m～18.1m 北側：外堀・県道静岡環状線幅員14.7～14.9m （「静岡市道路台帳」から）
地区計画など	静岡周辺地区（集約化拠点形成区域） 居住誘導区域（利便性の高い市街地形成区域）
地震地域係数	1.2

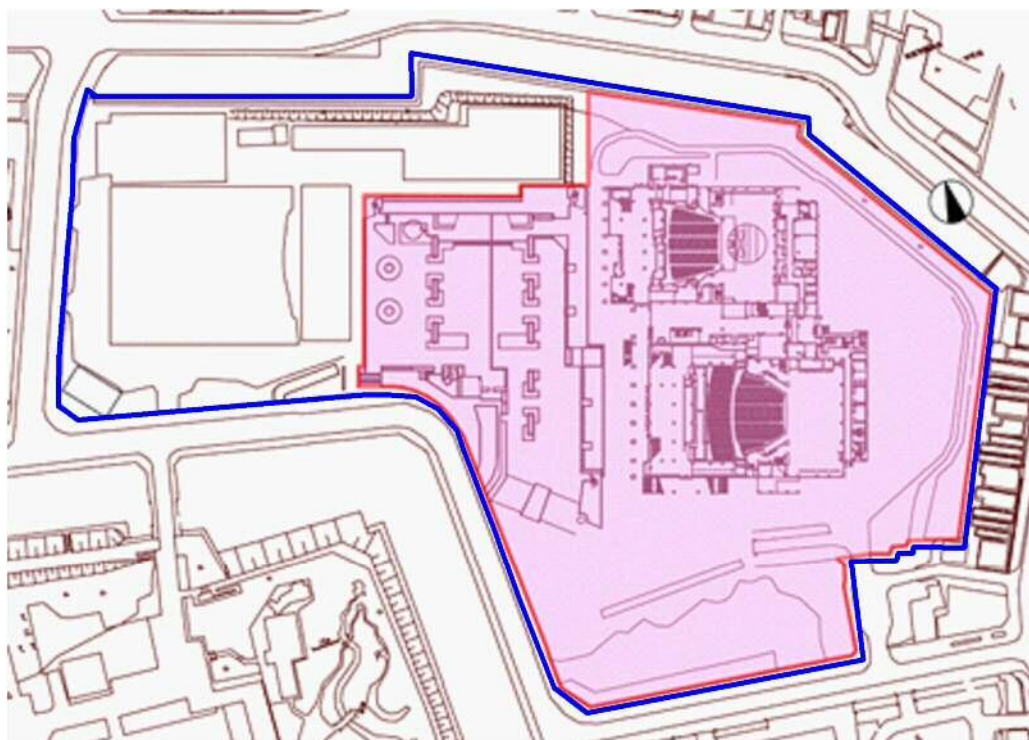


青線内：敷地全体
赤塗部分：敷地の内、今回の事業範囲 を示す

2. 関係法令等

- ・ 建築基準法及び同法施行令
- ・ 消防法及び同法施行令
- ・ 電気事業法
- ・ 電波法
- ・ 労働安全衛生法及び同法施行令
- ・ 都市計画法及び同法施行令
- ・ 耐震改修の促進に関する法律
- ・ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律
- ・ 高齢者、障害者等の移動などの円滑化の促進に関する法律
- ・ 景観法
- ・ 文化財保護法
- ・ 駐車場法
- ・ 静岡県福祉のまちづくり条例
- ・ 静岡県建築基準条例
- ・ 静岡県建築構造設計指針・同解説
- ・ 静岡県既存建築物の耐震診断・補強計画マニュアル
- ・ 静岡市みどり条例
- ・ 静岡市風致地区条例
- ・ 静岡市中高層建築物の建築に係る紛争及び調整に関する条例
- ・ 静岡県建築物環境配慮制度（CASBEE）

3. 敷地図（青線内：敷地全体 赤塗部分：敷地全体の内、今回の事業範囲を示す）

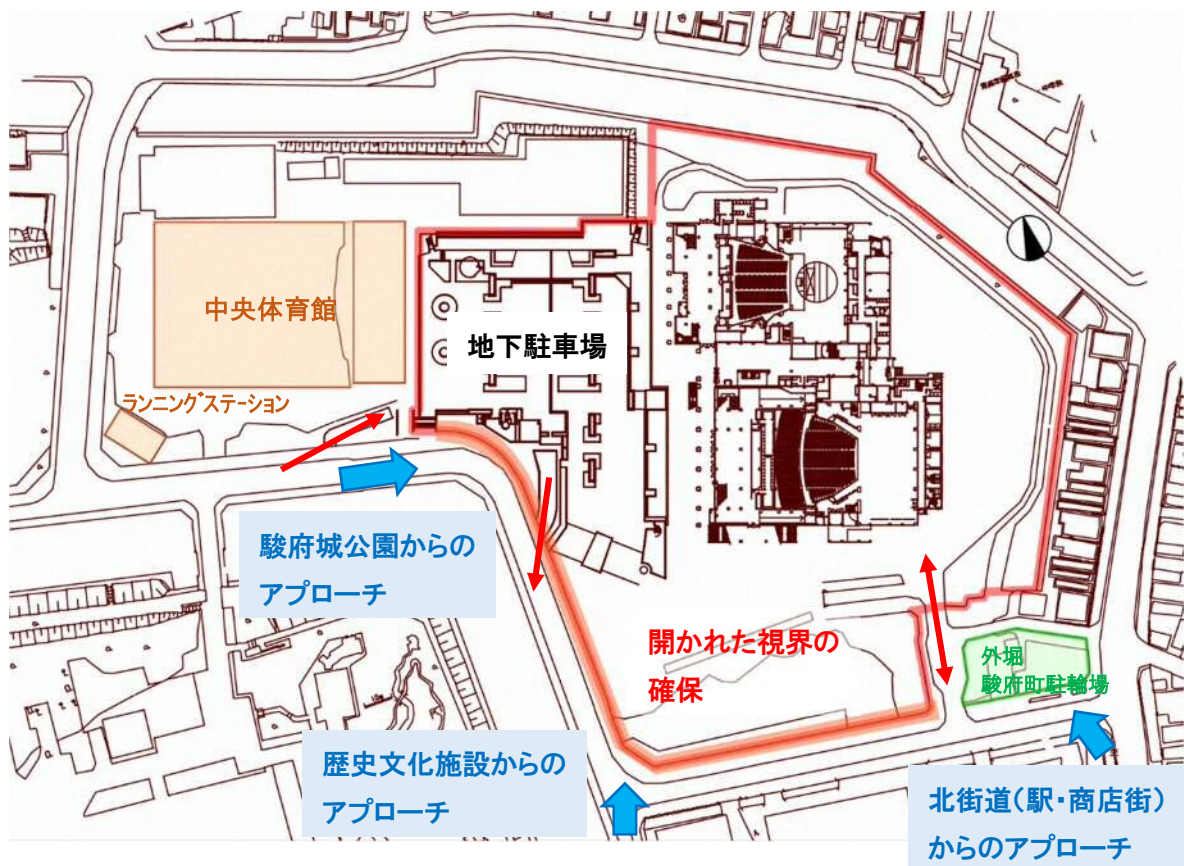


Ⅲ. 敷地利用計画

本敷地は西～南西に駿府城公園があることに加え、北西に中央体育館及びランニングステーション、南東に通る北街道との間に外堀・駿府町駐輪場が隣接している。また、駿府城公園との間の道を南に抜けると、現在整備中の静岡市歴史博物館に通じる。

本敷地自体において、駿府城公園側からのアプローチ、北街道の商店街からのアプローチの向上を図るため、外構及び動線の見直しを行う。併せて中央体育館及びランニングステーションからの連続性、北街道からの見通しを確保し、周辺市街地との一体的なまちづくりを図る必要がある。

このため、特に見通しの限られている北街道側において、外堀・駿府町駐輪場敷地と合わせたアプローチの検討を行う。



【周辺からのアプローチ】

→・↔ : 車両の動線

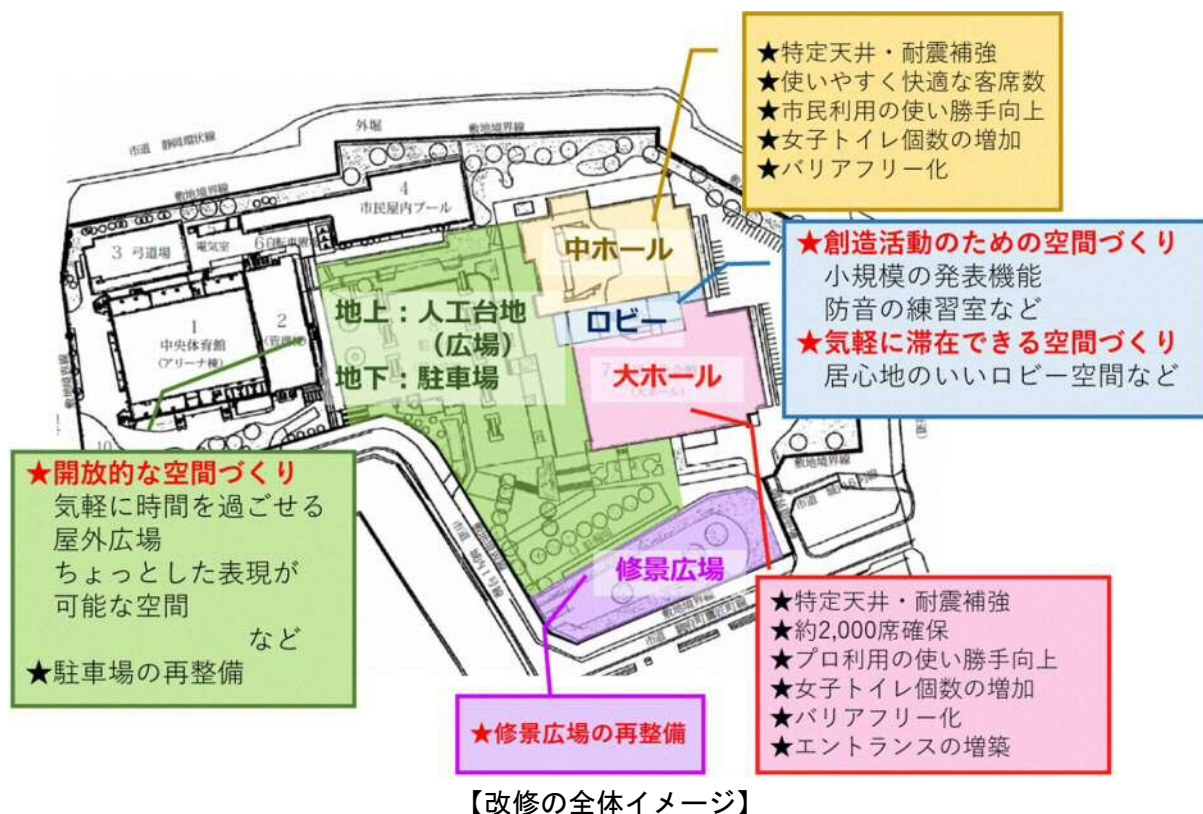
IV. 建築条件

1. 現在の施設概要

構造	鉄骨鉄筋コンクリート造 地下1階・地上4階	敷地面積	36,084 m ²
		建築面積	9,350 m ²
		延床面積	22,890 m ²
施設概要 ()内は 収容数、広 さ等	大ホール	大ホール (1,968 席)、1・2号楽屋 (各 30 名)、3・4号楽屋 (45 名)、5・6号楽屋 (30 名)、個室楽屋1・2・3号 (各 2 名)、男女浴室	
	中ホール	中ホール (1,170 席)、7号楽屋 (35 名)、8号楽屋 (50 名)、9号楽屋 (30 名)、個室楽屋4・5・6号 (各 2 名)、男女浴室	
	ロビー棟 (会議室等)	大会議室 (240 名)、第1会議室 (60 名)、第2会議室 (30 名)、第3会議室 (25 名)、第4会議室 (20 名)、第5・6会議室 (和室 各 21 畳)、A展示室 (326.9 m ²)、B展示室 (310.8 m ²)、C展示室 (261.6 m ²)、リハーサル室 (143 m ²)	
	駐車場・広場	駐車場 (246 台)、広場 (人工台地、修景広場)	

2. 改修条件

2-1. 全体像



2-2. 全館共通事項

原則として内装や設備、配管等をすべて更新する、いわゆる「スケルトン改修(※)」とする。外壁、防水塗装の塗り替え等については、優先順位や工事の一体性を踏まえて実施可否を判断する。

また、広場部分（人工台地、修景広場）、駐車場についても全面更新で検討する。

施設等の名称	改修内容	詳細
全体	アスベスト調査改修	アスベスト調査及び除去
	内装の更新	壁、床、天井等の仕上の更新 (採光窓等による開放感に配慮)
	外部仕上の更新・補修等	外壁、屋上防水等の更新、 塗装の塗り替え等
	一般設備の更新	配管を含む一般設備（空調、電気、給排水等）の更新
	感染症対策	将来的な新型コロナウイルスの発生を見据えた換気機能、動線等の検討
	デザイン、サインの見直し	外国人、LGBTQ、車いす利用者や子ども等に配慮したデザイン、情報が記されたサインの配置

※スケルトン改修：建物の基礎、躯体などを残し、内装や設備など目に見える部分を一新する改修工事

2-3. 耐震補強、特定天井改修、コンクリート中性化対策

耐震補強、特定天井改修のいずれも法令に適合したものとする。耐震補強については、県で定める耐震ランク I b 以上を確保することを前提とするほか、大規模な地震が発生した際に被害が懸念される箇所に補強を行い、安全性を高める。

コンクリート中性化に対しては、それぞれの箇所の進行度合いに合わせて適切に補修する。

また、人工台地についても耐震補強、コンクリートの中性化対策が必要となることから、適切な補強を行う。

施設等の名称	改修内容	詳細
大ホール	耐震補強	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震性能が低い箇所の補強 <ul style="list-style-type: none"> ①客席後部壁面 ②ホワイエ後部壁面 ・地震等への強固な備えとしての補強 <ul style="list-style-type: none"> ①客席後方屋根部 ②舞台上部垂れ壁 ③舞台フライワー楽屋側壁面
	特定天井改修	<ul style="list-style-type: none"> ・現行法に合致する方法を検討 <ul style="list-style-type: none"> ①客席天井 ②ホワイエ天井

中ホール	耐震補強	<ul style="list-style-type: none"> 耐震性能が低い箇所の補強 <ul style="list-style-type: none"> ①客席後部壁面 ②ホワイエ後部壁面 地震等への備えとしての補強 <ul style="list-style-type: none"> ①客席後方屋根部 ②舞台上部垂れ壁
	特定天井改修	<ul style="list-style-type: none"> 現行法に合致する方法を検討（客席天井）
ロビー棟	耐震補強	<ul style="list-style-type: none"> 耐震性能が低い箇所の補強 <ul style="list-style-type: none"> PC床梁の落下対策
	特定天井改修	<ul style="list-style-type: none"> 現行法に合致する方法を検討（ロビー天井）
駐車場・広場	耐震補強	<ul style="list-style-type: none"> 鉄骨ブレースによる補強
全体 (駐車場を含む)	コンクリート 中性化補修	<ul style="list-style-type: none"> 中性化の進行抑止策の実施

2-4. 施設のユニバーサルデザイン

誰もが安心して利用できる施設環境づくりのため、階の移動を容易にするためのエレベーター及びエスカレーターを各所に設置し、バリアフリー化を図るほか、搬出入ルートとの段差解消、雨に濡れずに施設にアクセスするルートの確保など、様々な状況に対する支障を無くす「ユニバーサルデザイン」を検討する。

施設等の名称	改修内容	詳細
大ホール	エレベーター、エスカレーター設置	<ul style="list-style-type: none"> ホワイエにエレベーター、エスカレーターを設置
	舞台袖の段差解消	<ul style="list-style-type: none"> 誰でも舞台に立てる動線の確保 ホワイエへの搬出入ルート改良
	客席	<ul style="list-style-type: none"> 車椅子対応スペースの充実 2階客席縦通路に手すりを設置
中ホール	エレベーター、エスカレーター設置	<ul style="list-style-type: none"> ホワイエにエレベーター、エスカレーターを設置
	舞台袖の段差解消	<ul style="list-style-type: none"> 誰でも舞台に立てる動線の確保 ホワイエへの搬出入ルート改良
	客席	<ul style="list-style-type: none"> 車椅子対応スペースの充実 2階客席縦通路に手すりを設置
ロビー棟	エスカレーター設置	<ul style="list-style-type: none"> 2階へのエスカレーター設置
駐車場	エレベーター設置	<ul style="list-style-type: none"> 地上階へのエレベーターを設置（建物内及び体育館側）
	屋内動線整備	<ul style="list-style-type: none"> 歩行者動線、車両動線の見直し 雨に濡れない入館ルートの整備 ピクトグラムや色でのエリア分けによる駐車位置の可視化
人工台地	段差解消	<ul style="list-style-type: none"> 敷地外からエントランスに至るまでの段差解消

2-5. ホール機能の向上

使いやすいホールとしての高評価を得ている現施設の利点を継承し、より使いやすいホールとなるための設備更新、諸室の配置の見直しや機能向上を行う。

施設等の名称	改修内容	詳細
大ホール	舞台設備の更新	<ul style="list-style-type: none"> ・舞台機構設備更新、電動化 ・舞台音響設備更新、デジタル化 ・舞台照明設備更新、LED 対応 ・舞台映像設備更新、常設化 ・オンライン配信設備の追加
	舞台の使い勝手向上	<ul style="list-style-type: none"> ・舞台床の張替え ・ピアノ庫移転による下手袖拡張
	調整室の視界改善	<ul style="list-style-type: none"> ・調光操作室、音響調整室から舞台を見る視界の改善 ・舞台正面に調整室エリアを計画
	音響性能の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・プロセニアムの開口高さ変更 高さ 10m→13m ・音響反射板の更新、響きの改良 ・特定天井対応に伴う天井形状の更新
	保管環境の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・ピアノ庫の増設・個別空調設置 ・道具庫の増設
	楽屋環境の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・利用に即した最新設備の導入 ・楽屋空調の個別化、中間期（春・秋）の冷暖房切り替え対応 ・音出しのための一部楽屋の遮音性能向上（4号、5号楽屋） ・水回りスペースの最適化及び楽屋入口通路の拡張（空調更新に伴う機械室廃止による）
	客席	<ul style="list-style-type: none"> ・客席更新（客席規模は維持） ・脇花道を仮設化し、客席を確保 ・客席幅、前後間隔変更 <ul style="list-style-type: none"> ①幅 480mm→500mm ②前後間隔 900mm→950mm ・2階客席縦通路に手すりを設置（再掲）
	親子室	<ul style="list-style-type: none"> ・親子鑑賞室の設置 ・室内に授乳ブースを設置
ホワイエ	<ul style="list-style-type: none"> ・床仕上の変更（音の低減） ・場内の映像を映すモニタの設置 ・女性用トイレ、バリアフリースイールのレイアウト最適化及び追加設置 ・1階男女トイレ付近にバリアフリースイール各1つ設置 ・4階にバリアフリースイール設置 ・エレベーターの設置（再掲） 	

		<ul style="list-style-type: none"> ・舞台袖との搬出入ルート改良
	エントランス	<ul style="list-style-type: none"> ・チケット売場の見直し
	搬出入の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・搬入ヤードの増設
中ホール	舞台設備の更新	<ul style="list-style-type: none"> ・舞台機構設備更新、電動化 ・舞台音響設備更新、デジタル化 ・舞台照明設備更新、LED 対応 ・舞台映像設備更新、常設化 ・オンライン配信設備の追加
	使用頻度の低い機構の廃止	<ul style="list-style-type: none"> ・回り舞台、客席迫りの廃止 (回り舞台のフレームは残置し、本花道は仮設対応とする)
	舞台床の改修	<ul style="list-style-type: none"> ・舞台床の張替え
	調整室の視界改善	<ul style="list-style-type: none"> ・舞台正面に調整室エリアを計画
	音響性能の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・プロセニアムの開口高さ変更 高さ 7.4m→11m ・音響反射板の更新、響きの改良
	保管環境の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・ピアノ庫への個別空調設置
	楽屋環境の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・利用に即した最新設備の導入 ・楽屋空調の個別化、中間期(春・秋)の冷暖房切り替え対応 ・音出しのための一部楽屋の遮音性能向上(7号、8号楽屋) ・ロビー棟の練習室・会議室を楽屋として併用できる出演者動線の整備 ・トイレ、浴室等水回りスペースの最適化(空調更新に伴う機械室廃止による)
	客席	<ul style="list-style-type: none"> ・客席更新(客席数 約 1,000 席) ・客席幅、前後間隔変更 ①幅 480mm→500mm ②前後間隔 900mm→950mm ・2階客席の縦通路に手すりを設置(再掲)
	ホワイエ	<ul style="list-style-type: none"> ・床仕上の変更(音の低減) ・場内の映像を映すモニタの設置 ・トイレのレイアウト最適化及び追加設置 ・エレベーターの設置(再掲)
	親子室	<ul style="list-style-type: none"> ・親子鑑賞室の設置 ・室内に授乳ブースを設置
	搬出入の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・搬入ヤードの庇増設 ・避難経路見直しによる 11t トラック駐車スペース確保
ロビー棟	管理動線の設置	ロビーから各ホールのホワイエへアクセスする管理動線を設ける

2-6. 創造機能の強化

創造機能の強化は、地域の文化芸術活動の継承・創造・発信の場としての整備を目指す今回の改修における重要ポイントのひとつである。市民文化会館で独自の作品の制作・発信機能、市民の創造的な活動（音楽、演劇、ダンス等の練習、発表等）を支援するための機能を付加する。

大会議室を（仮称）マルチスペースとして、音の小さい利用を中心とした施設として機能向上すること、B展示室を遮音性能のある（仮称）スタジオへとリニューアルし、十分な大きさの音も出せる自由な表現、実験的な表現の場として位置付ける。日常の創造活動においては、レストラン、一部会議室に遮音性能を持たせて練習室として使えるようにする他、リハーサル室についても遮音性能の向上等により、利用者のニーズに応えられるようにする。

施設等の名称	改修内容	詳細
B展示室	演劇・ダンス等向けの（仮称）スタジオへ転用	<ul style="list-style-type: none"> ・遮音性能の向上 ・舞台設備の設置 ・舞台備品・客席椅子の整備 ・バックヤードの整備
大会議室	講演・小編成の楽器演奏・展示向けの（仮称）マルチスペースへ機能向上	<ul style="list-style-type: none"> ・遮音性能の向上 ・舞台設備の更新 ・舞台の仮設化による多用途対応 ・控室の設置 ・展示備品の整備
リハーサル室	機能向上	<ul style="list-style-type: none"> ・遮音性能の向上、室内音響改善 ・出演者動線と観客動線の分離
レストラン	練習室機能へ転用	<ul style="list-style-type: none"> ・遮音性能の向上
厨房等	倉庫へ転用	<ul style="list-style-type: none"> ・仕上等の変更
第1・第4会議室	練習室へ転用	<ul style="list-style-type: none"> ・遮音性能を向上し、音の出る練習利用に対応する
第5・第6会議室（和室）	和室から会議室へ転用	<ul style="list-style-type: none"> ・仕上等の変更
ロビー棟4・5階	トイレの最適化	<ul style="list-style-type: none"> ・スペースを有効活用した手洗い、トイレ配置を検討

2-7. 展示室、会議室の使い勝手向上

機能を変更しない部屋についても、利用者ニーズや近年の動向に沿って機能を向上させ、より使いやすい施設とする。

施設等の名称	改修内容	詳細
第3会議室	レイアウト変更	<ul style="list-style-type: none"> ・椅子・机の更新 （円卓をとりやめ、一般的な会議レイアウトへ変更）
A・C展示室	機能向上	<ul style="list-style-type: none"> ・照度の改善 ・間仕切り、灯具、レール等の更新

2-8. 共用部の魅力・機能向上

ロビーの通り抜けしやすさ、滞在しやすさを向上する検討を行う。

駿府城公園エリア来訪者に分かりづらい位置にある喫茶室については、館内においては廃止し、広場に増設する付帯施設にて機能補完を検討する。

廃止した喫茶室は事務室の一部機能を担うものとし、来訪者・利用者の様々な問い合わせ・要請に対応しやすくする。

施設等の名称	改修内容	詳細
ロビー棟	情報集約機能強化	・大型サイネージの整備
	共有エントランスの整備	・大ホール側ロビー拡張による快適性の向上 ・感染症対策への対応
	日常来館機能の向上	・多目的室（授乳室）の設置
ロビー屋外 （ロビー棟・大ホール前）	屋外庇の整備	・雨に濡れない屋外待機スペースの確保（設計時に要詳細協議） ・感染症対策への対応
	駐車場からの階段整備	・駐車場からロビー屋外に出る階段の設置
喫茶室	創造活動に関する相談・交流スペースに変更	・憩いの場や、職員への活動相談等の役割を担う施設へ変更

2-9. 広場の魅力・機能向上

創造機能同様、今回の改修の重要ポイントのひとつとして、駿府城公園エリアからも商店街からも気軽に訪れやすく、のんびりと時間をすごしたり、まちなかと連携したイベントを楽しんだりする空間として大きくリニューアルを検討する。「まちは劇場」を体現し、まちと劇場を緩やかにつなぐ重要な役割を果たす空間とする。

施設等の名称	改修内容	詳細
修景広場	全更新	・商店街からの動線の見直し ・植栽見直しによる見通しの確保 ・観光バス駐車場（10台程度）確保 ・バス昇降場の設置
人工台地	全更新	・構造物・植栽等の配置見直しによる視線の抜けの確保 ・レイアウトの刷新 ・歩行者ルート of 整備 ・イベント用電源盤の設置 ・再生可能エネルギーを利用した照明機器の設置 ・付帯施設の新設 ・催事時の車両進入対応 ・吸排気塔の縮小による空間確保
駐車場	機能の向上	・雨漏りの改善

		<ul style="list-style-type: none"> ・エレベーターの設置（再掲） ・屋内車両、歩行者動線整備（再掲） ・出庫渋滞の解消に向けた機器導入
駐輪場	位置の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・乗り捨て、他施設利用者の駐輪を防ぐ位置への移設 ・建物直近に移設し利用者のアクセスを向上 ・自転車通り抜けに対する対策（敷地境界へのボラード等）

V. 現計画資料等の提供

- ① 静岡市民文化会館再整備方針
 - ② 静岡市民文化会館再整備基本構想・基本計画（概要版・補足資料含む）
 - ③ 重点地区景観計画「駿府町公園周辺地区」
 - ④ 既存図面（新築時）（PDFデータ）
 - ⑤ 耐震診断結果報告書（PDFデータ）
- ※①～④は建築総務課ホームページに掲載。④（CADデータ）・⑤は希望者に提供（詳細は「公募型プロポーザル応募要領」に記載）

VI. 目標整備費

目標改修工事費は 14,000,000 千円（外構工事費・消費税含む）以下とする。

VII. その他

基本設計内で実施する業務

- ・石綿含有建材の調査
 - 大気汚染防止法改正後の基準により石綿含有建材の調査（分析含む）を実施し、調査結果の記録を作成すると共に、設計内容に反映する。
- ・耐震補強計画作成及び評定の取得
 - 大ホール・中ホール・ロビー棟・地下駐車場の耐震補強計画作成及び評定の取得
- ・関係法令及び条例などの規約に基づく協議及び手続業務
- ・概算工事費の算出及び、別途委託契約受託者が作成する「(仮称) 静岡市民文化会館再整備事業要求水準書（案）」の作成支援
- ・設計VE（庁内）への参加及び資料作成業務
- ・透視図の作成
- ・市民及び事業関係者への設計内容情報提供支援業務